

市民の皆様へ（お知らせ）

## 洪水情報のスマートフォン等への 配信をはじめます！

国土交通省 琵琶湖河川事務所

### 瀬田川の洪水情報の配信開始について

近年、記録的な豪雨により、全国的に大規模な水害や土砂災害が頻発しています。また、気候変動の影響により、今後はますます洪水の発生頻度が高まることが予想されています。

そこで、瀬田川で大規模な洪水が発生した場合に、大津市の皆様の携帯電話やスマートフォンに対して携帯電話事業者を通じて洪水情報※を配信します。

従来のTVやラジオ、防災無線等からの情報のほか、この洪水情報を活用していただくことにより、市民の皆様が自ら水害の危険性を察知し、自主的な避難に役立てていただけると考えておりますので、お知らせします。

また、国土交通省では、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築をめざして、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に取り組むを推進しています。

詳しくは、近畿地方整備局のホームページをご覧ください。

<http://www.kkr.mlit.go.jp/river/databox/mizuvisionprogress.html>

※…洪水情報とは、指定河川洪水情報の氾濫危険情報（レベル4）及び氾濫発生情報（レベル5）の発表を契機として、流域住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。

**【配信の内容】**

- 配信の開始日：平成29年5月1日（月）
- 配信エリア：大津市全域
- 配信する情報：瀬田川において河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた）場合の情報及び氾濫が発生した場合の情報を配信
- 対象の水位観測所：

		関ノ津水位観測所 (大津市関津1丁目)	鳥居川水位観測所 (県道16号 唐橋付近)
受 持 ち 区 間	左 岸	瀬田川洗堰から 大津市関津2丁目341番3地先まで	大津市玉野浦字高砂2179番2地先から 瀬田川洗堰まで
	右 岸	瀬田川洗堰から 大津市石山南郷町1220番1地先まで	大津市晴嵐1丁目字南1040番1地先から 瀬田川洗堰まで

- 配信内容（例）：

【件名（例）】河川氾濫のおそれ

【本文（例）】瀬田川で氾濫のおそれ

瀬田川の水位が上昇し、関ノ津水位観測所で避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防の低い箇所から越水し、浸水のおそれがあります。

防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

このメールは、大津市全域に配信しています。

- 留意事項：

- ・携帯電話等の基地局の関係により、配信エリア近郊の方にも届くことがあります。
- ・携帯電話の電源が入っていない場合や、圏外、電波状況の悪い場所、機内モード時、通話中、パケット通信中の場合は受信することができません。
- ・ご利用の機種により、緊急速報メールに対応していない場合があります。

- 問い合わせ先：国土交通省琵琶湖河川事務所調査課（077-546-0867）